

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した
地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方



令和 3 年 4 月 1 日

社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

私たち社会福祉協議会は、地域住民・ボランティア・NPO・民生委員・児童委員・社会福祉法人・福祉施設等とともに、ボランティア活動・地域福祉活動を通じ、誰もがいきいきと安心して暮らせる「ともに生きる豊かな地域社会」をめざし、つながりづくりを進めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の広がり、人と人が互いに距離を取り、接触する機会を減らすことが求められています。このため地域住民等による福祉活動やボランティア活動は休止や延期等活動の自粛を余儀なくされました。

この間、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行や社会的孤立が深刻な問題となっています。一方で、こうした状況は、誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さを私たちに教えてくれました。

そして何よりも、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛中でも、つながりを途切れさせない活動、必死につながろうとする取り組みが全国各地で生まれ始めています。こうした取り組みは、緊急事態宣言解除後、地域福祉活動の段階的な再開により、徐々に盛んになっています。

今後の活動にあたり全社協により、（これらを含め）、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動が整理されました。各地区社協におかれましては、これを参考に、地域の感染状況等を勘案しながら創意工夫をし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した地域住民等による地域福祉活動・ボランティア活動を推進いただきますようお願いいたします。

なお、この「進め方」は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や『新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例』厚生労働省の各種通知等を参考に作成したものです。巻末にその一覧を掲載していますのであわせてご覧ください。

(1) 担い手同士で話し合う

地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の再開にあたって、まず、それに取り組む団体の担い手同士が感染予防を徹底し、少人数で集まったり、Web 会議等を活用して話し合いを行います。担い手の中には、新型コロナウイルス感染症により活動再開を躊躇したり、長い自粛生活の中で活動意欲を失いかけていたりしている人もいます。地域住民等による福祉活動やボランティア活動は、元来自主的・主体的なもので、無理強い禁物です。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、担い手一人ひとりが無理をせず、今、できることは何かを考えるように促します。

市区町村社協は団体それぞれの話によく耳を傾け、不安等を解消するよう必要な情報提供を行います。やむを得ず活動を離れる担い手がいる場合には、収束後の再会を約し、必要に応じて見守りが必要な方の安否確認や動機づけを兼ねた連絡を継続的に取るよう団体に助言します。

(2) 感染防止等について担い手自身正しい知識を身につける

使命感や情熱だけで新型コロナウイルス感染症に立ち向かうことはできません。福祉活動やボランティア活動に取り組む団体やその担い手一人ひとり、新型コロナウイルス感染症の地域における流行状況や感染防止の方法等、正しい知識を身につけ感染拡大防止に取り組むことが大切です。

このため、市区町村社協では、感染予防対策を講じて団体等を対象とした新型コロナウイルス感染症に関するセミナーや勉強会の開催することが必要です。また、地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の形態や方法等はさまざまです。それぞれの活動にあった感染防止策を準備できるよう、市区町村社協は、それぞれの団体が感染症に詳しい医師や市区町村の保健師等の専門家から助言が得られるよう調整します。

(3) 福祉活動の再開方法等を検討する

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して福祉活動やボランティア活動を再開・実施する場合、①「3つの密」（密集・密接・密閉）を避ける、マスクの着用・手洗い・手指消毒等の基本的な感染防止対策を導入し、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減し実施する、②必要に応じ電話・手紙・メール等を活用する等の活動方法を見直し実施することが必要です。それでもなお感染及び感染拡大リスクを低減できない場合は、③これまでとは異なる新たな活動を検討・実施することが求められます。

市区町村社協では、「Ⅱ・地域住民等による福祉活動・ボランティア活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止の留意点」を参考に、福祉活動やボランティア活動に取り組む各団体が、それぞれの活動にあった再開方法等を検討するよう促します。

(4) 活動に使える補助金・助成金等を活用する

既存の補助事業や令和2年度第1次・2次補正予算の中には、新型コロナウイルス禍における地域住民等による福祉活動やボランティア活動に活用できるものがあります（例えば、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「自立相談支援機関等の強化事業」の活用等）。また、都道府県・市区町村によっては独自支援制度を設けているところもあります。さらに、中央共同募金会では都道府県共同募金会と連携し「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」を実施中です。ほかにも都道府県等のコミュニティ財団の中には、新型コロナウイルス禍における助成事業を設け、地域住民等によ

る福祉活動等を応援しているところもあります。

市区町村社協では、今後も、こうした補助・助成金等の情報を収集し、福祉活動やボランティア活動に取り組む団体に提供すること、また、申請に係る支援を行うことが求められます。

(5) 利用者が安心して参加できるように適宜情報提供する

地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の利用者・対象者は、高齢や障害、疾病等により、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化リスクが高い人が多いことが特徴です。このため、利用者や対象者の中には参加や利用を躊躇する人も少なくないと思われます。活動再開にあたっては、それぞれの団体に取り組んでいる感染防止策を盛り込んだチラシ等を利用者や対象者に配布し、安心して参加・利用できることを伝えます。障害のある方等に対しては、参加にあたっての困り事や配慮すべき事等をしっかりと聞き取ります。

また、長い外出自粛生活で活動への参加意欲を失ったり、中には人に会うことに恐怖を感じている人もいます。市区町村社協では、福祉活動やボランティア活動に取り組む団体にこうした人たちに配慮する必要性を伝えます。そのうえで、決して無理強いせず、活動から遠のいた利用者等に対して、玄関ドアやインターホン越しに粘り強く言葉掛けを行う等、継続的に参加を働きかける必要性を伝えます。

(6) 福祉活動等の再開に向け地域の理解を得る

新型コロナウイルス感染症の拡大防止は地域全体の課題です。新型コロナウイルス感染症が収束していない中で福祉活動等を再開することには地域の中でも様々な意見があると思われます。このため、自治会長や町内会長、民生委員、児童委員等の地域のキーパーソンに、高齢者や障害者にとっての福祉活動やボランティア活動の必要性を説明するとともに、取り組んでいる感染防止策等の情報を提供し活動再開の理解を求めます。

市区町村社協は、福祉活動やボランティア活動に取り組む団体の担い手と一緒に地域のキーパーソンのもとに行き説明することも必要です。理解が得られれば、地域住民等への活動再開の周知、新たな担い手の紹介についても相談します。

(7) 市区町村社協によるバックアップ・相談体制等を確立する

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や感染者が発生した場合の対応等、市区町村社協による福祉活動やボランティア活動に取り組む団体に対する支援はとても重要です。新型コロナウイルス禍という未曾有の事態に際し、市区町村社協では、市区町村行政とも連携しながら、地域住民等による福祉活動・ボランティア活動のバックアップ・相談体制を確立します。

(8) ボランティア活動保険の加入

十分な感染防止対策を施したうえで活動を実施することとなりますが、万一に備えてボランティア活動保険に必ず加入するよう徹底します。

全社協のボランティア活動保険では、新型コロナウイルス感染症はこれまで補償対象外でしたが、令和2年5月1日に保険の改定が認可され、ボランティア活動中に新型コロナウイルスに罹患して治療を受けた場合は、補償の対象とすることとなりました（令和2年2月1日に遡り適用します）。補償内容は下記のとおりです。

- ① 葬祭費用（死亡の場合、300万円を限度とした実額）
- ② 後遺障害保険金
- ③ 入院保険金（6,500円/日）

④ 通院保険金（4,000 円/日）

全社協の保険以外についても同様の対応をするものが多いと思われませんが、念のため保険会社にご確認ください。

（ 9 ）全国取組事例を参考に新たな地域住民等による福祉活動を創設する

自粛生活の長期化や失業、休業による減収等により、急激に生活が変化し、困窮状態に陥ったり、家庭内での暴力が引き起こされる等、様々な地域生活課題を抱える人たちが地域に広がっていることが推測されます。地域福祉・ボランティア活動等を通じてこうしたニーズを発見した場合には、これらの課題を地域住民等と共有し、広く呼びかけて、困窮する学生やひとり親家庭、外国人等に対する緊急的な食糧支援のためのフードドライブを実施する等、新たな取り組みにつなげることも大切なことです。

ほかにも、新型コロナウイルスの影響による外出自粛が長期化する中で、つながりを途切れさせない活動、生活が困窮した人たち、社会から孤立しつながりからこぼれてしまう人たちと必死につながろうとする取り組みが、全国各地に生まれつつあります。

全社協 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センターでは、令和2年5月15日、中央でボランティア・市民活動を推進する11の主唱団体およびその傘下の構成団体等とともに、「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」を立ち上げました。

この取り組みは、つながることをあきらめず、感染防止策を講じながら活動する方法や工夫を集めて提供する、悩み葛藤しながら活動している仲間たち同士の交流を図る、そうした取り組みをWEB等を活用し推進することで、全国の活動者や組織・団体の実践を後押しするものです。

全国アクションでは、全国各地の市区町村社協等の創意工夫により展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創出する取り組み等を紹介しています。各市区町村社協での今後の取り組みの参考として、ご活用ください。

未来の豊かな“つながり”のための全国アクション



<https://tunagari-action.jp/>

1・共通事項

A・集合型支援

(1)再開前の検討、準備

①感染の危険箇所、場面等の確認

- 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は接触感染と飛沫感染です。
- 福祉活動やボランティア活動ごとに、接触回数が多い箇所や備品、場面等を洗い出し、活動に際して、重点的に消毒する等の対策を講じることが必要です。特に他者と共有する備品や複数の手が触れる場所を特定します。

【接触回数が多い箇所(例)】

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、エレベーターのボタン、活動に用いる備品・器具等

- 屋内で行う活動の場合、密集・密接・密閉される場所を特定します(活動する教室・会議室のほか受付場所や調理室等の広さや換気の具合)。
- 飛沫感染防止のため、歌ったり、大声を出したり、息が荒くなるようなプログラム・場面等を洗い出します。

②福祉活動の方法・プログラム等を見直す

- 「①感染の危険箇所、場面等の確認」で把握された内容にしたがって、活動の方法・プログラム、準備する備品・消耗品等を見直します。
- 「3つの密」(密集・密接・密閉)を避ける、マスクの着用、手洗い手指消毒等の基本的な感染対策を導入し、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減します。
- 会場となる教室等で人と人との距離を2m(最低1m)維持した場合に参加できる人数(担い手含む)を試算し、1回あたりの参加人数を決めます。参加人数は収容定員の50%以下を目安とします。
- 1回あたりの参加人数を少なくして実施時間を短くし、実施回数を増やす方法も考えられます。
- 受付で並ぶ場合、2mの間隔があくように印をつけたり、呼びかけたりします。
- 活動場所が窓のない部屋であれば、活動場所の変更を検討します。
- 感染及び感染拡大リスクを低減するため、必要に応じ電話・手紙・メール等を活用する等の活動方法を見直し実施します。
- 活動日に使用する消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル、体温計、マスク、手袋、ゴミ袋等の準備する備品・消耗品等を準備します。
- 感染及び感染拡大リスクを低減するため、活動の見学や視察等の受け入れは避け、電話やWEB会議等で対応します。

③利用者の参加ルールの設定と周知

- 利用者に発熱(37.5℃以上、もしくは平熱より1℃以上高い)、風邪症状がある場合は参加を見合わせ自宅療養してもらいます。発熱、風邪症状がある家族がいる場合も、同様の取扱いとします。

- 利用者が参加する際には、マスクやそれに類する布により咳エチケットの対応をお願いします。特に会話時や歌唱時には必ずマスクをするようにします。
- 利用者には手洗いや手指消毒等の基本的感染症予防対策を徹底してもらいます。
- お茶等の参加者への飲料提供を中止する場合、各自で持参してもらいます。
- 人と人との間隔が2m（最低1m）取れない場合、参加をお断りします。
- これらのルールをチラシ等で周知するとともに、当日、受付等に掲示します。
- 聞こえに障害がある方（聴覚障害、難聴等）への対応として、マスクでは口元が隠れないようフェイスシールド等で対応します。
- 感染者が確認された場合、迅速に濃厚接触者を特定するため、国がリリースした接触確認アプリを積極的に活用することを呼びかけます。

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

④ 担い手の参加ルールの設定

- 利用者同様、担い手も発熱、風邪症状がある場合に活動への参加を見合わせる事、咳エチケットや手指消毒等の基本的感染症予防対策の徹底すること等をルール化します。

⑤ 発熱、風邪症状がある利用者が当日参加した場合

- 発熱、風邪症状がある利用者が当日参加した場合の対応方法や手順について、市区町村社協はあらかじめ福祉活動やボランティア活動に取り組む団体と話し合い、取り決めておきます。
- 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に該当する利用者、担い手が活動当日に参加した場合は、本人同意の上、社協に報告してもらいます。保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センター等には社協から電話で相談し、受診を指示された場合はその指示に従うよう利用者、担い手に促し、団体に報告します。
- 目安に該当しなくとも、一人暮らし等の気になる利用者、担い手については、必要に応じて団体から適宜電話等で安否確認を行ってもらいます。市区町村社協では安否確認を行っている団体の担い手からの相談に適宜応じ、地域包括支援センター等につなぎます。

（２）活動実施日における取組

① 活動実施前の準備

- 入口等に手指消毒液を配置します。
- ドアノブやテーブル、椅子の背もたれ等、重点的に消毒する箇所を消毒します。
- 手洗い場にハンドソープやペーパータオルを配置します。
- トイレは感染リスクが比較的高い場所であり、以下に留意します。
 - ・不特定多数が接触する場所は、消毒を行います。
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
 - ・共用のタオルやハンドドライヤーは使用せず、ペーパータオルを設置します。
 - ・便器内の清掃が必要な場合は、特別な清掃は必要なく通常通りで構いません。
- 人と人との間隔が2m（最低1m）となるように座席を配置します。
- マイク設備がある場合、大きな声を出さなくて済むようにマイク・スピーカーの準備をします。
- 受付で密集しないように、2メートル間隔に印をつけます。
- 当日の参加者を把握するため、名簿を用意します。
- 受付付近に、次のような参加ルールを掲示します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い

- ① 体温計で体温を測ってから来所してください
- ② 咳エチケット・マスク着用をお願いします
- ③ 入室の際は手の消毒をお願いします
- ④ お茶の提供はお休みしますので、飲み物は各自でご持参ください
- ⑤ 密集しないように入室制限を行う場合があります

- なお、準備等に漏れがないように、活動前の準備や活動中の取組、活動終了後の取組をチェックリスト化し、ヌケ、オチ、ムラを防ぎます（巻末チェックリスト例参照）。
- 熱中症に注意するため、個々にペットボトル等で飲料水等を用意し、食べ物はなるべく加熱したものを使用します。

② 活動中の取組

- 受付では、参加者の体調確認を行います。37.5℃以上の発熱（または平熱比1℃超過）、息苦しさ、強いだるさ、咳・咽頭痛等の症状等がないか確認します。
- 参加者に対し、咳エチケットやマスクの着用、手洗い（手指消毒）等の徹底を促します。
- 発症者が出たときのため、参加者名簿を作成します。
- 活動中は、1時間に2回以上の換気（2方向の窓を1回、数分程度、全開にする等）を行います。風が少ない日には、ドアを開けて外側に向けて扇風機を置くと換気がしやすくなります。
- 重点的に消毒する箇所を活動中も適宜消毒します。
- 会話をする際は、正面に立つことをできるだけ避けたり、十分な身体的距離を保つこと、マスクを着用すること等を徹底します。
- 熱中症防止のため利用者・担い手双方の水分補給に留意します。マスクをしているとどの渴きが分かりにくいので、適宜声を掛け、給水を促します。

③ 活動終了後

- 会場を清掃し、消毒します。
- 備品等を消毒します。
- 清掃時やごみの廃棄作業時はマスクや手袋の着用を徹底します。
- 作業後は手洗いを徹底します。
- 帰宅後の手洗いを利用者とともに担い手に徹底を促します。

B・訪問型支援

(1) 再開前の準備

① 感染の危険箇所、場面等の確認

- 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は接触感染と飛沫感染です。
- 各戸訪問、面会時に玄関ドアやインターホン等の手指が触れる場所、対面する場面等を確認します。

② 訪問活動の方法・手順等を見直す

- 「①感染の危険箇所、場面等の確認」で把握された内容にしたがって活動の方法・手順、準備する備品・消耗品等を見直します。
- 訪問による見守り、安否確認の頻度については、本人の課題や状況に応じ検討します。
- 訪問による見守りが必要な場合であっても、短時間に効率的に行えるよう、手順等を事

前に見直します。

- 部屋への入室は極力、控えるようにします。代わりに、玄関ドアや窓越し、インターホン越しの方法等が可能か検討します。
- 入室する場合も、できるだけ長時間にならないように手順を見直します。
- 手紙や電話、メール等の訪問によらない方法の可能性についても検討します。
- 活動日に使用する消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル、体温計、マスク、手袋、ゴミ袋等、準備する備品・消耗品等を準備します。

③ 対象者宅への訪問ルールの設定と周知

- 対象者に発熱（37.5℃以上、もしくは平熱より1℃以上高い）、風邪症状がある場合は訪問を見合わせます。発熱、風邪症状がある家族がいる場合も、同様の取扱いとします。
- 対象者同様、担い手も発熱、風邪症状がある場合の参加を見合わせ、咳エチケットや手指消毒等の基本的感染症予防対策の徹底を図ります。
- 訪問活動を実施する際には、手指消毒を徹底します。
- 居室内で活動する際には、担い手はマスクを着用すること、対象者にもマスクやそれに類する布により咳エチケットの対応をお願いすること、適宜換気を行うこと等をルール化します。
- 対象者にはこれらルールをチラシ等で周知するとともに、必要に応じ、訪問時に説明します。

④ 訪問当日、対象者が発熱、風邪症状がある場合の対応を事前に取り決める

- 訪問当日、対象者が発熱、風邪症状があった場合の対応方法や手順について、市区町村社協はあらかじめ訪問活動に取り組む団体と話し合い、取り決めておきます。
- 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に該当する対象者、担い手が訪問当日にいた場合は、本人同意の上で、社協に報告してもらい、社協から保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センター等には社協から電話で相談し、受診を指示された場合はその指示に従うよう対象者、担い手に促し、団体に報告します。
- 目安に該当しなくとも、一人暮らし等の気になる対象者、担い手については、必要に応じて訪問活動に取り組む団体から適宜電話等で安否確認を行ってもらいます。市区町村社協では団体からの相談に適宜応じ、地域包括支援センター等につなぎます。

（ 2 ） 訪問中の取り組み

- 訪問した後、まず対象者の体調確認を行います。37.5℃以上の発熱（または平熱比1℃超過）、息苦しさ、強いだるさ、咳・咽頭痛等の症状等がないか確認します。
- 発症者が出たときのため、訪問者名簿を作成します。
- 居室内での活動中は、1時間に2回以上の換気（2方向の窓を1回、数分程度、全開にする等）を行います。
- 会話をする際には対象者に対し、咳エチケットやマスクの着用等をお願いします。
- 会話をする際は、正面に立つことをできる限り避けたり、十分な身体的距離を保つこと、マスクを着用すること等を徹底します。
- 訪問中も適宜手指等を消毒します。

（ 3 ） 訪問活動終了後

- 訪問活動終了後、手指消毒、手洗いを徹底します。
- 帰宅後の手洗いを徹底します。

2・活動ごとの講じるべき具体的な対策

(1) 高齢者や障害者を対象としたいきいきサロン、ミニデイサービス

- いきいきサロンの楽しみは気の合った仲間たちとの会話です。会話をする際は、マスクの着用や距離の確保、正面を向き合わないよう、参加者に促します。
- 屋内で行うサロン活動では、1時間に2回以上換気を行います。
- 歌を歌うときは、つい大きな声になりがちです。新型コロナウイルスの収束までは、歌をできる限り控えます。BGMを流すこともよいですが、おしゃべりの邪魔にならないよう音量に気を付けます。
- 飛沫感染防止のため、担い手が大きな声を出すのも禁物です。マイクを活用して大声を出さないように工夫します。マイクは使用の都度、消毒します。
- 屋内では息が荒くなるような運動は避け、飛沫感染を防止します。晴れた日には屋外の散歩、体操等を組み合わせます。なお、屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合は、マスクをはずしても構いません。
- 熱中症予防の観点から、適宜水分補給や室温調整等を行います。
- 夏の厳しい日差しを避けた早朝、公園や広場でラジオ体操等の青空サロンを開催することも考えられます。
- マスクを着けての運動は、マスクをしないうきに比べて身体への負荷が著しく大きくなります。無理のないよう負荷を下げたり、休憩を取る等の配慮します。心配な参加者には、あらかじめかかりつけ医の意見等を聞くように促します。
- 欠席したり、参加しなくなったりした参加者に対しては、必要に応じ、市区町村社協の職員等と連携し、状況の把握や参加の呼びかけ等をサロン活動に取り組む団体に促します。
- 高齢者や障害者を対象としたいきいきサロンやミニデイサービスの休止は、利用者の体力低下につながります。地域の感染状況等により施設の使用が制限され再開が難しい場合、ビデオ、チラシ、ケーブルテレビ、SNS等を活用し、自宅で運動できる映像・資料等を配布・配信します。
- 休止中、友愛訪問とともに、電話・はがき・メール等の接触を回避した方法を組み合わせ、利用者の孤立を防ぐ工夫を検討するよう団体に促します。
- 熱中症に注意するため、個々にペットボトル等で飲料水等を用意し、食べ物はなるべく加熱したものを使用します。

(2) 子育てサロン

- 口に何でも入れてしまう恐れのある子どもたちのために、おもちゃや遊具等の消毒は頻回に行います。おもちゃ等の共用はできるだけ避け、使用の都度消毒します。
- 鼻水やよだれ等を拭いたティッシュ等のごみは、袋に入れ家庭に持ち帰っていただきます。
- 汗かきな子どもたちが熱中症にならないよう、飲み物を必ず持参してもらい、給水を適宜促します。
- 保護者同士が会話を楽しむために、マスクの着用や十分な距離の確保を促します。
- 晴れた日には皆で公園や広場で日向ぼっこしながらの、保護者同士会話を楽しみます。外遊び等は保護者の準備のため、予告したうえで実施することが必要です。
- 公園等の屋外での活動は、事故やケガの危険があります。子どもたちの様子を常に監視する担い手を必ず配置します。
- 子育てサロンの休止は、保護者に大きなストレスをもたらします。対面の子育てサロン

の代わりにWEB会議システム等を活用したオンラインサロンを導入することも考えられます。

(3) 見守り、訪問活動

- 見守り、訪問活動においても、手洗い・手指消毒・咳エチケットの徹底を図ります。
- 外出自粛が長期化し、高齢者や障害者の中には人に会うことに恐怖を感じている人もいます。その場合、ドアやインターホン越しに声を掛けたり、手紙等を置いて様子を見る等、無理に扉を開けないようにします。
- 対面で話を聞く場合、十分な身体的距離を確保するとともに、対象者との間で感染を防止するため担い手はマスクを着用します。
- 地域における感染の状況によっては、電話・はがき・メール等による対応を積極的に活用し、対象者との接触の回避に努めます。
- 気になるケースがあれば市区町村社協に連絡するよう徹底します。

(4) 移送サービス

- 車両の中は密接になりがちです。乗車中はマスクの着用を運転者、利用者双方に徹底し、窓を常時開け換気を行います。運転席と後部の座席との間にビニールシートで仕切ることも考えられます。
- 運転者と利用者の座席間隔はできるだけ身体的距離の確保がされるように着席してもらいます。
- 移送サービス終了後は十分に車内の換気を行い、利用者の接触頻度が高い場所（ドアや背もたれ等）を消毒します。

(5) 住民参加型在宅福祉サービス

- 訪問による支援業務については、支援の重要性や緊急性をもとに訪問ケースを精査します。
- 居宅で支援を実施する際、手洗い・手指消毒・咳エチケット・身体的距離の確保の徹底を図ります。
- 居宅において支援する場合でも、短時間に効率的に業務が行えるよう、手順等を事前に確認します。
- 居宅での支援中は、換気に留意します。
- 利用相談に当たっては、初回の面接等の対面で対応を行う必要がある場合を除き、電話等による対応を積極的に活用し、相談員等と相談者の接触の回避に努めます。

(6) 子どもの学習支援

- 屋内で集合型の学習支援を行う際には、子ども、担い手ともに手洗い・手指消毒・咳エチケット・身体的距離の確保の徹底を図ります。
- 屋内で支援する際には、子ども、担い手ともにマスクを着用し、1時間に2回以上こまめに換気します。
- 学習支援の実施に関しては、対面以外の実施方法として、学習教材の配布による対応、メールや電話、WEB等を活用して支援員が助言・指導を行う方法等、感染状況等に応じて工夫します。

(7) 子ども食堂等食事支援

- 集合型で食事支援を行う場合、参加者、担い手ともに手洗い・手指消毒・咳エチケット

を徹底します。

- 座席の配置は、横並びで座ったり、正面で向き合わない等の身体的距離の確保を図ります。
- 参加者自らが食事を取り分けるバイキング形式、大皿から取り分ける食事会は避け、担い手が一人ひとり食器に食事を盛り付けます。
- 菓子は個別包装されたものにします。
- 手や口が触れるようなもの（食器やコップ、箸等）は、ゴム手袋等で感染を防止しながら洗剤で適切に洗浄します。使い捨ての食器等を使うことも検討します。
- 食事中は大きな声で話さないように参加者に促します。
- 集合型で食事支援を行う方法以外のものとして、弁当等の配食、食材配布、テイクアウト方式等、感染状況等に応じた対応を行います。その際、食中毒等の衛生管理に十分配慮します（食支援活動協力会『こども食堂あんしん手帖 食品衛生・食物アレルギー・食育活動』参照）。
- 発熱等が認められる場合には、利用を断りますが、パック詰めする等の衛生管理に配慮して食材を持ち帰らせます。

【子育てサロン活動における活動当日チェックリスト（例）】

活動前	<input type="checkbox"/> 活動前の担い手の体温測定（37.5℃以上は参加不可）。
	<input type="checkbox"/> 担い手にマスク着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
	<input type="checkbox"/> 入口等に手指消毒液、体温計を配置する。
	<input type="checkbox"/> 受付前に2メートル間隔に印をつける。
	<input type="checkbox"/> 手洗い場にハンドソープ、ペーパータオルを配置する。
	<input type="checkbox"/> 窓や入口を開けて換気を行う。
	<input type="checkbox"/> 利用前に会場、トイレ等を消毒液で拭き掃除をする。
	<input type="checkbox"/> 利用前におもちゃ・遊具等を消毒液で消毒をする。
	<input type="checkbox"/> 受付名簿・筆記具を準備し、参加ルールを掲示する。
活動中	<input type="checkbox"/> 参加者名簿に一人ひとり記載（初めての参加者からは連絡先を記入）する。
	<input type="checkbox"/> 受付で参加者の体調確認を行う（37.5℃以上は参加不可）。
	<input type="checkbox"/> 参加者に手洗い・手指消毒・マスク着用・咳エチケットを注意喚起する。
	<input type="checkbox"/> 身体的距離を確保する。人と人との距離を2m（少なくとも1m）以上とする。
	<input type="checkbox"/> 会話をする際は、互いに正面を向き合わないよう促す。
	<input type="checkbox"/> 熱中症防止のため参加者・担い手双方に水分補給を促す。
	<input type="checkbox"/> おもちゃの共有はしないよう促す。使用の都度、消毒する。
	<input type="checkbox"/> 重点消毒個所を適宜消毒する。
	<input type="checkbox"/> 1時間に2回以上換気する。
	<input type="checkbox"/> ゴミは持ち帰るよう促す。
<input type="checkbox"/> 帰宅後の手洗いを利用者に促す。	
終了後	<input type="checkbox"/> 会場を清掃し、消毒する。
	<input type="checkbox"/> 清掃時やごみの廃棄作業時はマスクや手袋の着用を徹底する。
	<input type="checkbox"/> おもちゃ、遊具等を消毒液で消毒をする。
	<input type="checkbox"/> 終了後、帰宅後の手洗いを担い手に促す。

【基本資料】

- | |
|--|
| <p>■ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例
(令和2年6月19日 厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html</p> |
| <p>■ 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月29日)
(令和2年5月29日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635389.pdf</p> |
| <p>■ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)
(令和2年5月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部)
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf</p> |
| <p>■ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について
(令和2年5月11日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)
https://www.mhlw.go.jp/content/000629072.pdf</p> |
| <p>■ 人との接触を8割減らす、10のポイント
(令和2年4月22日 新型コロナウイルス感染症専門家会議)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html</p> |
| <p>■ 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために
(令和2年3月1日 厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf</p> |

【地域福祉関係資料（厚生労働省）①】

<p>■ 令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化等の地方負担分にかかる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について （令和2年6月24日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000643025.pdf</p>
<p>■ 令和2年度第2次補正予算を活用した地域におけるつながりづくりの取組の推進について（情報提供） （令和2年6月24日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000643023.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して子どもの学習・生活支援事業を実施するためのガイドラインについて （令和2年6月11日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000639309.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について （令和2年5月29日 厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000635376.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について （令和2年5月29日 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000635378.pdf</p>
<p>■ 移行期間における子ども食堂の運営について （令和2年5月29日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000635377.pdf</p>
<p>■ 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業における支援の充実について （令和2年5月19日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000631997.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染拡大 防止等のための被災者見守り・相談支援事業における対応について （令和2年5月18日 厚生労働省厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000631579.pdf</p>
<p>■ 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について （令和2年4月27日 厚生労働省子ども家庭局長通知 子発 0427 第3号） https://www.mhlw.go.jp/content/000625822.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その3） （令和2年4月2日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000618448.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その2） （令和2年3月24日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000612087.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について （令和2年3月24日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000608229.pdf</p>

【地域福祉関係資料（厚生労働省）②】

<p>■ 新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について （令和2年3月3日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000602993.pdf</p>
<p>■ 介護予防・日常生活支援総合事業等における新型コロナウイルスへの対応について （令和2年3月3日 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000604773.pdf</p>
<p>■ 社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染防止等のための当面の留意点について （令和2年3月2日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000602424.pdf</p>
<p>■ 民生委員・児童委員活動における新型コロナウイルス感染拡大防止等のための当面の留意点について （令和2年3月2日 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000602425.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3） （令和2年2月28日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000601407.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2） （令和2年2月28日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000601406.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について（放課後児童クラブ関係） （令和2年2月28日 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/000602420.pdf</p>
<p>■ 精神保健福祉センター等における新型コロナウイルスに関する心のケアについて （令和2年2月18日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597521.pdf</p>
<p>■ 新型コロナウイルスに関する心のケアについて （令和2年2月7日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡） https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597515.pdf</p>